

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要

平成27年6月18日
薬物乱用対策推進会議

■ [情勢]

- 平成26年中の薬物事犯の検挙人員は、13,437人 (+145人/+1.1%)。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、11,148人 (+21人/+0.2%)と横ばい、大麻事犯の検挙人員は、1,813人 (+197人/+12.2%)と5年ぶりに増加。
- 平成26年中の覚醒剤押収量は、570.2kg (-276.3kg/-32.6%)と過去5年の平均を上回る押収量。乾燥大麻押収量は、166.6kg (-31.4kg/-15.9%)と減少。
- 平成26年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯が1,489人（前年比-193人/-11.5%）と減少、大麻事犯が745人 (+33人/+4.6%)と増加。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、64.5% (+1.7%)と再犯者の構成比率の上昇が継続。
- 平成26年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、299人 (+5人/+1.7%)と引き続き高水準。平成26年中の危険ドラッグに係る検挙人員は、897人。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、549人（乱用者による単純所持・使用等は、326人）。
- 医薬品医療機器法の改正（平成26年12月施行）、関税法の改正（平成27年4月施行）等により危険ドラッグに対する規制が強化。各種取締り、検査命令等の実施により、危険ドラッグ販売店舗は平成27年4月時点で2店舗とほぼ壊滅。また、指定薬物の迅速な指定、包括指定の実施により、平成27年5月現在2,303物質を指定薬物に指定。

フォローアップの概要

◎は「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の開催の促進について周知し、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上。（実施率78.4%/+4.9%）
〔文科〕
- 危険ドラッグの呼称名を新たに選定・公表し、関係機関・団体等に対し、新呼称名の使用について依頼する等、新呼称名を周知。〔警察・厚労・内閣府・消費者・総務・法務・財務・文科・経産・国交〕
- 青少年に対する危険ドラッグの危険性等の周知徹底を図るため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等において、短編マンガや動画を用いた広報啓発活動を実施。〔内閣府・警察・厚労〕
- 危険ドラッグの危険性等の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図るため、都道府県等に対し、卒業・進学等の時期における広報啓発の強化等について依頼。〔内閣府・警察・消費者・総務・法務・財務・文科・厚労〕

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 「依存症治療拠点機関設置運営事業」により、指定した医療機関において、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施。〔厚労〕
- 改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等の社会復帰支援のため、全国10か所の薬物処遇重点実施更生保護施設において、専門的資格を持ったスタッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施。〔法務〕
- 地域における薬物依存の治療の充実を推進するため、厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施。〔厚労〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 徹底した突き上げ捜査等から、組織の中核に位置する者に焦点を当てた取締りを実施し、平成26年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等6,668人を薬物事犯により検挙。〔警察・厚労〕
- 平成26年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を52人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を231人にそれぞれ適用。（没収・追徴額の合計は約3億3,457万円）〔法務〕
- 平成26年中、危険ドラッグの製造拠点を13箇所摘発、7事件検挙、製造・卸売業者に係る密輸入事件を5事件検挙し、販売店舗を95店舗摘発。〔警察〕
- 平成26年中、危険ドラッグ販売業者等に対する検査を推進し、54事件、57人を検挙。〔厚労〕
- 平成26年8月以降、危険ドラッグ販売店舗のべ107店舗の1,202製品に対して検査命令等を実施。医薬品医療機器法の改正に伴い、検査命令を実施した85製品を告示、販売等を広域的に禁止したほか、危険ドラッグ販売サイト200サイトに削除要請を実施し、133サイトが閉鎖又は販売停止。〔厚労〕
- 指定薬物部会の開催頻度の増加、パブリックコメントの省略、指定薬物省令の公布から施行までの期間の短縮等により、指定薬物の迅速な指定を実施。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化を行うとともに、密輸入情報の入手手段から合同で捜査・調査を進め、商業貨物を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- 医薬品医療機器法の改正に伴い、危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を整備し、平成27年4月時点で25物品を差し止め、うち3物品に検査命令等を実施したほか、指定薬物の不正輸入に対する抑止効果を高めるため、医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。〔財務・厚労〕
- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件を摘発。〔厚労・警察・財務〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第58会期国連麻薬委員会において、アンフェタミン型興奮剤（覚醒剤等）に関する決議案を支持し、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）や国際麻薬統制委員会（INCB）のNPSタスクフォース等において、危険ドラッグの状況やその対策について発表するとともに、我が国が規制している指定薬物のリストを各国及び関係国際機関に提供。〔厚労〕
- 国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺国に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等を幅広く実施。〔外務〕

当面の主な課題

平成26年中の我が国の薬物情勢は、危険ドラッグに対する規制が強化され、販売店舗が大幅に減少するなど一定の成果が見られるものの、覚醒剤事犯の検挙人員は約1万1千人と高止まりであるほか、大麻事犯の検挙人員が5年ぶりに増加。

このため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。